

発議第 9 号

国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）  
減免措置の導入を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 12 月 19 日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 瀬戸内市議会議員 石原 芳高

賛成者 瀬戸内市議会議員 日下 俊子

（提案理由）

被用者保険と異なり、国民健康保険は世帯内のすべての加入者に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数が増えるにしたがって保険料（税）の負担が増すこととなる。そして、この算定方式が、国民健康保険加入者の所得に占める保険料（税）負担が高い原因の一つとなっている。

医療保険制度間の公平性ととともに、経済的な負担の軽減を図ることで、子育て世帯を支援することが必要であり、国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の導入を求めるものである。

国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料（税）減免措置の  
導入を求める意見書（案）

国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、被用者保険とともに国民皆保険制度を支える要の役割を果たしている。

被用者保険では、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料が変わることはない。

他方、国民健康保険は、世帯内のすべての加入者に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数が増えるにしたがって保険料（税）の負担が増すこととなる。

この国民健康保険に固有の保険料（税）の算定方式が、国民健康保険加入者の所得に占める保険料（税）負担が被用者保険よりも高い原因のひとつとなっている。

医療保険制度間の公平とともに、経済的な負担の軽減を図ることで、子育て世帯を支援することが必要である。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
総務大臣 様